

令和5年度第5回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和5年8月4日（金）
9時30分～10時55分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 22人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 5番 田中 輝男
6番 森 悦雄 7番 古田 茂
8番 田中 善憲 9番 大場 忠勝
10番 大橋 芳信 11番 大浦 清貴
12番 山崎 巖 13番 福山 英則
14番 仲田 茂男 15番 下村 帝
16番 北森 正誠 17番 渡辺 正志
18番 金田 修一 19番 長谷 幹夫
20番 金木 洋子 22番 中井 義則
4. 欠席委員 2名 4番 西田 清範 21番 島田 一郎
5. 議 題 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第15号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
報告事項第14号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第15号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
報告事項第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第17号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、9時30分現在、委員数は22名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和5年度第5回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案2件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。2番熊南委員、3番山崎委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから7ページまでです。

今回の申請件数は、14件で、申請面積は33,755.61㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足により、以前から申請農地を耕作していた譲受人に、所有権を移転するものです。

2番は、生前一括贈与により、新規の農家として父から子に所有権を移転するものです。ネギ、ナスなどを栽培する予定です。農業経験については、父が農業指導を行ってきており、現在は、□□□□にて研修を受けております。

3番は、贈与により、新規の農家である譲受人に、所有権を移転するものです。トマト、きゅうりなどを栽培する予定です。農業経験に

については、申請農地の近隣に譲受人の所有地があり、畑として耕作してきております。また、申請農地の隣接地にある宅地と建物を譲渡人から既に購入しているとのこと。

議案書 3 ページをご覧ください。

4 番は、労働力不足のため、新規の農家ではありますが、以前から申請農地を耕作してきた譲受人に、所有権を移転するものです。

5 番は、贈与により、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

6 番は、贈与により、甥と姉のそれぞれの共有持分 15 分の 2 について、共有者である譲受人に所有権を移転するものです。

7 番は、労働力不足により、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

議案書 4 ページをご覧ください。

8 番は、労働力不足により、新規の農家に所有権を移転するものです。きゅうり、ほうれん草などを栽培する予定です。農業経験については、以前から申請農地の近隣に住む妻の母から農業指導を受けており、今後も妻とともに指導を受けていく予定です。

9 番の議案書は 4 ページから 6 ページです。

9 番は、贈与により、共同で農業経営を行っている、妻と子である譲受人にそれぞれ持分 3 分の 1 の所有権を移転するものです。

議案書 6 ページをご覧ください。

10 番は、経営縮小のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

11 番は、令和 5 年 7 月 5 日に申請者から許可申請の取下願の提出があった案件です。その後、7 月 12 日に、権利の種類を所有権移転から使用貸借権の設定に変更して、再度、申請があったものです。高齢のため、父から子に、使用貸借権を設定するものです。

なお、後程、議案書 30 ページの「報告事項第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請の取下げ」で、再度、ご報告いたします。

議案書 7 ページをご覧ください。

12 番は、財産の処分により、新規の農家に所有権を移転するものです。大根、ナスを栽培する予定です。譲受人の住所地は砺波市ですが、譲受人が経営する会社の所在地と申請農地が近隣にあるため、会社を拠点に、耕作をする予定です。農業経験については、自宅の周辺で家庭菜園の規模で耕作を行ってきております。

13 番は、労働力不足により、新規の農家に所有権を移転するものです。玉ねぎ、じゃがいもを栽培する予定です。農業経験については、自宅の周辺で家庭菜園の規模で耕作を行ってきております。

14 番は、労働力不足により、近隣の耕作者である譲受人に所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第15号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第15号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は8ページから12ページになります。

今回、4条申請が1件、面積は1,659.42㎡、5条申請が11件、面積は13,023.98㎡です。議案書9ページをご覧ください。4条申請の内容についてご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4条申請の1番は、寒江地区において、貸駐車場の地目の是正でございます。転用の概要といたしましては、申請地は、約20年前から周囲の会社の従業員や事業用車両の駐車場として貸与しておりましたが、令和4年1月に地元住民からの通報で違反転用であることが発覚し、今回、農地法に基づいた手続きを行い、地目を是正するものでございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書10ページをご覧ください。

5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、熊野地区において、駐車場の地目の是正ござい

ます。申請人の■■■■は、主に有線、無線機器の販売を行っております。転用の概要といたしましては、申請地は、約10年前から会社の駐車場として使用しておりましたが、地元生産組合からの通報で違反転用であることが発覚し、今回、農地法に基づいた手続きを行い、地目を是正するものでございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請2番は、月岡地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートで生活しておりますが、手狭であるため、相互扶助に適した申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は道路に面している6番2、7番1については半径500mの範囲内に教育施設、医療施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。また、道路に面していない8番4、8番6については、10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請3番は、老田地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の◇◇◇◇は、印刷業者であります。転用の概要といたしましては、従業員駐車場が不足しており、近隣施設の駐車場を借りるなどして対応しておりましたが、借りていた駐車場の明け渡しを要求されており、新たな駐車場の確保が急務となったため、今回、申請されたものでございます。申請地は半径500mの範囲内に医療施設が2施設あり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請4番は、水橋三郷地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の◆◆◆◆は主に一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬業を行っております。転用の概要といたしましては、申請地の隣接地において令和4年8月に農地転用許可を受け、従業員及び事業用車両の駐車場を整備しましたが、駐車場不足の解消には至っておらず、改めて駐車場拡張のため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

議案書は11ページになります。5条申請5番につきましても同様に◆◆◆◆の案件であります。転用の概要といたしましては、申請地は◆◆◆◆の資材置場を南北に分断しており、敷地の一体利用に支障が出ているため、それを解消するため、今回、申請されたものであり

ます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請6番は、大沢野地域大沢野南部地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、国土交通省が施工する一般国道41号大沢野富山南道路工事による土地の収用により、既存の住宅の移転の必要が生じたため、近隣の空き家を購入したところ敷地の一部の地目が農地であったことから、地目を是正するため申請されたものでございます。申請書には始末書が添付されております。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請7番は、大山地域上滝地区において、境内地の地目の是正でございます。転用の概要といたしましては、申請地につきましては50年以上前から境内地として利用しておりましたが、相続手続きにより地目を調査したところ、敷地の一部が農地であったため、今回、是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書が添付されております。申請地は、都市計画区域の用途区域内にあることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請8番は、八尾地域保内東地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、八尾町の市営住宅で生活しておりますが、手狭なため、相互扶助に適した申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。敷地は宅地部分を合わせて310㎡になります。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書は12ページになります。

5条申請9番は、八尾地域保内東地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、八尾町のアパートで生活しておりますが、手狭なため、生活環境が整っている申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請10番は、八尾地域黒瀬谷地区において、農機具置場及び農業資材置場を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、現在、農業機械や作業ごとのアタッチメントの置き場所を、組合員の家の敷地やビニルハウスの中など、分散して保管しておりますが、今後、農業機械の保管場所を集約し、農作業の利便性と効率化を図るため農機具置場及び農業資材置場の整備を計画されたものであります。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地

で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

5条申請11番は、婦中地域宮川地区において、砂利採取業者による陸砂利採取の一時転用の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。期間は許可日から2年間となっております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第15号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。議案書の報告事項である、
第14号 農地法第3条の3の規定による受理について、
第15号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項
第6号の規定による受理について、
第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について、
第17号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて、
事務局より一括して説明をお願いします。

事 務 局 報告事項第14号農地法第3条の3の規定による受理について、ご

報告します。議案書は、13ページから21ページです。

今回の受理件数は24件で、すべて相続により所有権を取得したものです。農業委員会へのあっせん希望については、議案書の20ページ19番で希望がありました。

続きまして、報告事項第15号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書のページは22ページから26ページまでです。今回の受理件数は、4条が4件、5条が9件、合わせて13件、面積は合わせて3,857.54㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものはありませんでした。

報告事項第16号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、27ページから29ページです。解約件数は5件で、解約面積は6,192.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。解約理由は、1番、3番は転用予定のため、2番、4番、5番は3条申請のためとなっております。

報告事項第17号農地法第3条の規定による許可申請の取下げについてご報告いたします。議案書のページは30ページです。

1番については、令和5年6月14日に、権利の種類について所有権移転で許可申請がありましたが、使用貸借権の設定に変更するために、取下げをされたものです。7月12日に再度申請があり、先ほど議案書の6ページ11番で申請どおり許可の議決がされた案件です。

議案書にはございませんが、令和5年5月総会にて審議いただきました、中間管理機構通しの利用権設定にかかる、農用地利用配分計画につきましても、富山市提出の原案通り認可された旨、富山県より通知がありましたので、ご報告します。ご覧になりたい方はこちらに置いておきますので、ご覧ください。

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　特に何もありませんので、これをもちまして、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会長 　続きまして、協議・報告事項に入ります。

　まず、令和5年度「農業委員会施策・研修」(案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今説明がありました、令和5年度「農業委員会施策・研修」(案)について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

〇〇委員 過去の視察研修では、県外に一泊した実績もあったと思うが、日帰りにしたことについては、費用面での問題があったのか。

事務局 当初の計画では、令和3年度から農業委員24名を毎年8名ずつとし、3年かけて全員が視察研修を実施する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和3年度は実施をせず、令和4年度については、協議の結果24名での実施とさせていただきました。

令和5年度については、任期の最終年度ということから、一部の委員に限定した県外視察よりも、24名での視察を実施出来ればと考えております。

なお、予算的には24名全員分の県外の視察費は措置していないのが、現状であります。

●●委員 視察研修の実施先のあてはあるのか。

事務局 案の一つとして、上市町にある「富山県薬用植物指導センター」が候補に挙がっております。そこには鳥獣被害対策の電気柵などが展示されており、鳥獣被害対策の一つとして視察できればと考えております。

また、その他に良いところがあれば、9月月次総会時にご提案をさせていただきますと考えております。

会 長 ほかにご意見、ご質問等がないようですので、視察研修については、案のとおり実施したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 それでは、今年度の視察先や実施日などについては、次回9月に協議したいと思います。

会 長 次に、農地利用意向調査について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農地利用意向調査について、ご意見、ご質問があれば承りたいと思います。

● ● 委員 すでに発送しているのであれば、特にいうことはない。

会 長 ほかにご意見、ご質問等がないようですので、そのように進めてください。

会 長 次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

△ △ 委員 7月12日から13日にかけて、大きな災害が起きた。これほどの災害を一気に復旧するのは難しいが、少なくとも8月中旬の耕作時期までには応急措置がされるように行政当局への働きかけをおこなっていかなくてはと思う。今手当をしなければ、山間部の農地の耕作放棄につながるので、そういった面からも復旧作業を進めなくてはと考える。

また、実際の災害現場では、下流域に水が来なかったりしているが、現況を変えてしまうと、災害復旧の対象とならない、という誤った認識をもたれていることがあるため、きちんと情報を整理して現場に伝えてほしい。

道路の決壊などについても写真を撮るなどして、きちんと把握しておけば、災害復旧事業に盛り込まれるはずなので、漏れが無いように、行政当局と連携してほしい。

事 務 局 先日、農林水産部の方と話をしましたが、今回の豪雨で山間部を中心に農地や農業用施設に大きな被害を受けたことから、農林事務所を中心に毎日昼間に現場確認を実施し、夜に復旧工事の発注を行うなど、早急に対応すべき課題と自覚しているようです。

また、新聞報道等によりますと、災害指定について、県や国は地域を限定しないという方向のようですので、おそらく富山県内で被害のあったところについては激甚災害指定され、補助率が少し上がるのではないかと考えられます。それらの補助を活用し、早急に復旧できるよう職員一同努めているものと考えております。今は職員も忙しいと思いますが、私の方からも、鋭意業務を進めるように申し伝えておきます。

最後をお願いになるのですが、先ほどご説明させていただいた農地利用の意向調査について、地域計画を作成する際に重要な資料となるため、出来る限り回収率を上げたいと考えています。そのために、皆様には近くの農家の方への声掛けやアンケートの記載方法のアドバイスなど、ご協力をぜひお願いしたいと思います。

▲ ▲ 委員 山手の方では市道の一部が土砂崩れの後、工事業者が見つからず、そのままとなっているため、集落の有志の方がなんとか通れるように土砂を除去されており、農地に行くのも大変な状況となっている。

このことについては農林部にとどまらず、横のつながりを越えて、農道として使えるように対応願いたい。

また、農地利用の意向調査について、周知する機会が少ないため、農協などを通して調査協力の依頼をお願いしたい。

事 務 局 市道等につきましては、建設部の管轄となりますが、農林水産部と建設部で連携を取りながら復旧の作業に努めるよう、要請したいと思います。

意向調査に関しては来週、農林水産部で農協などの関係者を集めた協議会が開催されますので、次回の9月月次総会にて内容の報告をさせていただきます。

会 長 ただ今、説明がありました事務連絡等について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 ご意見、ご質問等がないようですので、令和5年度第5回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。本日は、ありがとうございました。